

公立大学法人長野大学個人情報保護規程

平成30年程第5号

(目的)

第1条 この規程は、上田市個人情報保護条例（平成18年上田市条例第13号。以下「条例」という。）第30条の規定に基づき、公立大学法人長野大学（以下「法人」という。）が取り扱う個人情報の保護に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(個人識別符号)

第2条 条例第2条第3号に規定する文字、番号、記号その他の符号は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）第3条各号に掲げるものとする。

(要配慮個人情報)

第3条 条例第2条第4号に規定する要配慮個人情報としての記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。

- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
- イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
- エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人情報取扱事務の届出等)

第4条 条例第6条第1項の規定による届出は、保有個人情報取扱事務届出書(様式第1号)及び保有個人情報取扱事務変更・廃止届出書(様式第2号)により行うものとする。

2 条例第6条第1項第6号に規定する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保有個人情報取扱事務を担当する課等の名称
- (2) 保有個人情報管理責任者
- (3) 保有個人情報の収集方法及び収集先
- (4) 保有個人情報取扱事務の開始年月日
- (5) 保有個人情報を記録する文書等の名称
- (6) 保有個人情報の記録形態
- (7) 前各号に定めるもののほか、法人の理事長(以下「理事長」という。)が登録の必要があると認める事項

(保有個人情報管理責任者)

第5条 条例第8条第1項に規定する保有個人情報管理責任者(以下「管理責任者」という。)は、理事長をもって充てる。

(委託に係る措置)

第6条 理事長は、保有個人情報取扱事務の処理を学外者に委託するときは、契約書等に次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、委託の内容又は性質により記載する必要がないと認める事項については、この限りでない。

- (1) 秘密保持に関する事項
- (2) 委託目的以外の使用の禁止及び第三者への提供禁止に関する事項
- (3) 事故発生時の報告義務に関する事項
- (4) 再委託の禁止又は制限に関する事項
- (5) 複写及び複製の禁止に関する事項
- (6) 契約違反の場合の措置に関する事項
- (7) 委託契約終了後の個人情報の返却又は廃棄に関する事項
- (8) 個人情報を取り扱う従業員の明確化並びに従業者に対する監督及び教育に関する事項
- (9) 個人情報の取扱いに関する報告及び実地調査に関する事項
- (10) その他個人情報の保護に関し必要な事項

(目的外利用の手続)

第7条 条例第9条第1項の規定による目的外利用により保有個人情報の提供を受けようとする各課等の長は、当該保有個人情報を保有する管理責任者に保有個人情報目的外利用承認申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請書の提出があったときは、申請に係る保有個人情報を保有する管理責任者は、当該保有個人情報の利用を承認するかどうか決定し、保有個人情報目的外利用決定通知書(様式第4号)により申請をした各課等の長に通知するものとする。

(外部提供の手続)

第8条 条例第9条第1項の規定による外部提供により保有個人情報の提供を受けようとする者は、理事長に保有個人情報外部提供承認申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、当該保有個人情報の提供を承認するかどうか決定し、保有個人情報外部提供決定通知書(様式第6号)により申請をした者に通知するものとする。

(開示等の請求)

第9条 条例第20条第1項の規定による請求書は、保有個人情報開示等請求書(様式第7号)により行うものとする。

(請求者の確認)

第10条 条例第20条第2項に規定する書類は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券、個人番号カードその他これらに類するものとして理事長が認める書類
- (2) 本人に代わって法定代理人が請求する場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本その他法定代理人の資格を証する書類
- (3) 本人に代わって本人の委任による代理人が請求する場合 当該代理人に係る第1号に掲げる書類及び委任状

(請求に対する決定の通知等)

第11条 条例第21条第1項、第2項及び第3項の規定による通知は、保有個人情報開示等決定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(開示の方法等)

第12条 条例第22条第1項に規定する保有個人情報の開示は、理事長が指定する日時及び場所において行うものとする。

- 2 前項の場合において、保有個人情報の閲覧をする者は、当該保有個人情報を汚損し、又は破損することがないように丁寧に取り扱いなければならない。
- 3 理事長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対し保有個人情報の閲覧を中止し、又は禁止することができる。
- 4 条例第22条第2項の規定により写しの交付を行うときは、1件の請求につき1部とし、費用については次のとおりとする。

- (1) モノクロ複写(片面) 1枚10円

- (2) カラー複写（片面）1枚 30円
- (3) 両面複写の場合は2枚相当額とする

（開示に係る費用の減免）

第13条 条例第24条第2項の規定による開示に係る費用の減額又は免除は、保有特定個人情報開示費用減免申請書（様式第9号）により行うものとする。

- 2 前項の申請書には、特定個人情報に係る本人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

（実施状況の公表）

第14条 条例第28条の規定による実施状況の公表は、WEBへの掲載により行うものとする。

（補則）

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。